

赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付を募ることができ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の自治会・町内会活動が難しい状況であると存じます。つきましては、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、運動資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 送付書類

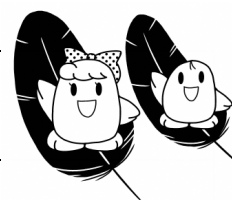
	資材・書類等	数量
①	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
②	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(班長向け資料)	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：封入なし
③	令和2年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	1部
④	共同募金実施要領	1部
⑤	あかいはね(協力者向け資料)	1部
⑥	振込依頼書(ゆうちょ銀行)	各1枚
⑦	共同募金のお願い(班回覧用資料)	班数
⑧	委嘱状	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：1部
⑨	ポスター	A4版1枚：掲示板数
⑩	赤い羽根	調査報告数
⑪	領収証	調査報告数
⑫	募金封筒	調査報告数
⑬	税制上の優遇措置希望者名簿	1枚
⑭	表彰対象者名簿	1枚

※ 調査報告数は調査票にご記入いただいた数です。

今年度、提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をおこないません。

2 運動スケジュール



9月中旬～下旬	自治会町内会長宅へ資材送付
10月1日～12月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
～12月15日	赤い羽根共同募金送金期限 (募金運動が終了次第、随時ご送金ください。)
<参考> 11月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間 (募金協力依頼は、地区社会福祉協議会より別途依頼があります。また、募金資材については10月初～中旬頃に別途お送りします)
第1回 ～11月20日 第2回 ～12月15日	年末たすけあい募金送金期限 (集められた募金によって12月に対象者・団体に配分を行うため、なるべく第1回期限までに送金ください)

3 募金目安額（共同募金会港北区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、連合町内会長会議の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	255円 ※自治会町内会によって、上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数×95% ※自治会町内会別の金額は「共同募金資料」参照

※募金は任意な行為であり、お示している金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

4 募金方法

募金方法は2種類あります。

封筒募金（封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5封筒募金活動実施に関する留意事項」参照
自治会町内会会計からの募金	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点

封筒募金で募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。(資材注文された町会のみ)

戸別世帯を訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②領収証を発行してください。(資材注文された町会のみ)

ご寄付いただいた方に領収証を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額の設定を行っていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、お答えいただいても構いません。

④「誰がいくら寄付した」という情報を寄付者に公開しないでください。

寄付を募る際に「誰がいくら寄付した」ということがわかる情報の公開を行わないでください。(たとえば寄付者と寄付金額の記載された名簿を寄付者に提示したり、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらって一覧表をつけて封筒を回したりといった方法)

募金を集める側としては名簿を整備しておきたいところですが、寄付者からすれば、「誰がいくら寄付している／していない」という情報が近所の他の方の目に触れることで、「近所の人と同じように募金をしなければならない」と強制的に感じてしまう方もいます。

※ただし、寄付者からの了承が得られれば公開してかまいません。

6 募金納入方法

募金が集まりましたら、各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、金融機関を通じて納入いただきますよう、お願い致します。

小銭等が多い場合は金融機関の窓口を持参いただき、合計額を集計いただくこともできます。

ゆうちょ銀行口座への振り込み	口座記号No. : 00240-4-58302 加入者名 : 共同募金会港北区支会 ※同封の振込依頼書を用いると、振込手数料は無料です。
----------------	--

※他行より振込される場合は手数料は振込者負担となります。

振込先 : ゆうちょ銀行 当座 〇二九 0058302

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の身分証明書の提出が求められます。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性の確認できる書類(名簿等)、また団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出を求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になりますので、できましたら以下の方法でお願いいたします。

①振込手続者個人名で振り込みいただき、身分証明書をご提示いただく

振込依頼書には目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載し、自治会町内会名は記載しない方法。身分証明書を忘れずにお持ちください。

② 10万円未満に分けて複数口でお振込みいただく

振込依頼書一口を10万円未満の金額に設定し、目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載してお振込みいただく方法。振込依頼書が足りない場合は、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

8 募金納入期間

令和2年10月1日～令和2年12月15日

※募金が集まり次第、随時納入ください。

9 募金事務費

自治会町内会での募金活動にかかる事務経費ならびに全戸配布資料配布手数料をお支払いします。お支払い時期は令和3年3月で、日赤募金分事務費とあわせて連合自治会町内会単位で振込みます。

10 税制上の優遇措置（個人）について

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人住民税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。

各自治会町内会におかれましては、寄付者本人に優遇措置を希望されるか否かの確認を行い、希望される場合は次の対応をお願いいたします。

① 通常受領証に「仮」と記載のうえ発行いただき、後日、区支会が発行する「本領収証」と差し替えになる旨をご説明願います。※通常受領証では優遇措置を受けるための証明書とはなりません。

② 「仮」発行した受領証の控えと、同封の「税制上の優遇措置希望者名簿」を、FAX、郵送、直接のいずれかの方法で事務局へお届けください。

11 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

～お問い合わせ先（募金事務局）～

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北区支会

住所：〒222-0032

横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206号 港北区社会福祉協議会内

電話：547-2324 FAX：531-9561